

2006年10月20日

小規模作業所補助金制度調査

2006年10月以降の小規模作業所の補助金制度の動向についての緊急調査結果

1. 実施主体

- ・きょうされん（理事長：西村 直）

住所：〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館 5F

TEL：03-5385-2223／FAX：03-5385-2299

E-mail：zenkoku@kyosaren.or.jp／HP：<http://www.kyosaren.or.jp>

2. 目的

本年10月から障害者自立支援法施行が全面施行となり、小規模作業所も何らかの法人格を取得すれば新たな事業体系へ移行ができるよう要件緩和策が講じられた。しかし、制度上その多くは地域生活支援事業の中の地域活動支援センター事業が主な移行先として予定されている。しかし、地域活動支援センターは制度内容が施行を前に幾度となく修正され、多くの自治体において混乱をきたしている（厚労省としては地域活動支援センターの機能強化事業は基準ではなく参考例と示してきたと主張）。

こうしたなかで、各自治体の小規模作業所補助金制度が本年10月以降、どのように扱われているのか、全都道府県を対象に緊急に調査を行うこととした。

今調査の結果を踏まえて今後の同法の改善や自治体における制度の維持・改善に役立てていきたいと考える。

3. 対象

- ・47都道府県

4. 方法

- ・各都道府県の障害部署の担当者に電話で聴き取りを行った。

5. 期間

・2006年9月7日～9月15日

6. 回答結果の概要及び特徴

障害者自立支援法の10月からの全面施行にともなって、地域生活支援事業の地域活動支援センターもスタートすることとなった。これにより、小規模作業所補助金制度にも大きな変化がみられている。

10月以降制度の廃止となったのは5県、来年度以降に廃止予定は4県、検討中は34都府県、変更して維持は2県、その他が2県であった。このうち検討中の内訳としては、平成19年度以降に廃止を含めて検討中は25都府県、今年度内の廃止を含めて検討中は9県であった。

小規模作業所補助金制度の廃止および廃止予定の動きについては、該当する県では地域活動支援センターへの移行を誘導し同制度において対応するためとしている。しかし、地域活動支援センターの実施主体は市町村であるため、引き続き現行の場所での利用を続けることができるのかどうかは、都道府県ではなく市町村の制度内容によってすべて異なってくるため、市町村毎に制度の格差が新たに生じつつある。

以上

問い合わせ先

きょうされん

担当：多田 薫

Tel 03-5385-2223

Fax 03-5385-2299

E-mail zenkoku@kyosaren.or.jp

06年10月以降の 小規模作業所補助金制度の動向

